

介護老人保健施設陽光園 運営規程

第1条 医療法人健周会が開設する介護老人保健施設陽光園（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（施設の目的）

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護、リハビリテーションその他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護老人保健施設サービスの提供に努める。
 - 3 明るく家庭的な雰囲気を作り、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 - 4 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則し、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

（名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

- （1）名 称 介護老人保健施設 陽 光 園
- （2）所在地 新潟市中央区姥ヶ山3 1 1 番地 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 当施設の職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者(医師) 1人

医師は、利用者の病状に応じて、妥当適切に診療を行い、介護老人保健施設に携わる職員の管理、指導を行なう。

(2) 薬剤師 1人(兼務)

薬剤師は利用者に必要な薬剤業務にあたる。

(3) 看・介護職員 33人以上

看護職員 10人 介護職員 23人

看護要員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。

(4) 支援相談員 1人以上

支援相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行なう。

(5) 理学(作業)療法士・言語聴覚士 1人以上

理学(作業)療法士は、利用者のリハビリテーションに従事する。

(6) 管理栄養士 1人以上

栄養指導、献立表の作成のほか調理師等の指導を行い、給食業務を統括する。

(7) 介護支援専門員 1人以上(兼務を含む)

介護支援専門員は、各職種との連携を密にし、利用者の施設サービス計画を進める

(8) 調理師及び調理員 必要数

入所者等の給食調理業務に従事する。

(9) 事務職員 必要数

運営に必要な事務を処理する。

(10) 施設管理職員 必要数

施設、設備の保安管理及び環境整備等の業務に従事する。

(入所定員)

第6条 当施設の入所定員は96人(短期入所療養介護含む)とする。

(介護老人保健施設サービスの内容)

第7条 要介護者の心身の状況及び病状、環境に照らし、看護、医学的管理の下における機能訓練その他必要な医療等が必要であると求められる者を対象に介護老人保健施設サービスを提供する。

2 サービスの提供にあたっては、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管

理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。

(利用者負担の額)

第8条 当施設における利用者負担の額は以下の通りとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
 - (2) 利用料として、居住費・食費、入所者が選定する特別な室料、日常生活品費、教養娯楽費等のその他の利用料についても、別に定める料金表により支払いを受ける。
- 2 当施設では、利用者又は家族に対して事前に文書等を用い十分説明を行い、同意を得た上で支払いを受けることとする。

(施設運営にあたっての留意事項)

第9条 当施設の運営にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

災害その他止むを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、医薬品などの管理を適切に行なう。
- 3 感染症の発生や蔓延しないよう、必要な措置を講じる。
- 4 利用に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行なう。
- 5 診療にあたっては、療養上妥当適切に行なう。看護、医学的管理の下における介護については、適切な技術により行い、1週間に2回以上入浴又は清拭を行なう。
- 6 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行なわない。
但し、施設長（医師）の判断により、身体拘束その他利用者の行動を制限する場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急止むを得なかった理由を扶養者に十分説明した上、診療録等に記載することとする。

(非常災害対策)

第10条 管理者（施設者）は非常災害その他緊急事態の際にとるべき措置につき、予め防火計画をたて、利用者等の安全を守るため、定期的に災害時における指導教育及び避難訓練を実施する。

- 2 管理者（施設者）は常に所轄の消防署と連絡を密にし、火災発生防止に万全を期す。

(職員の服務に関する事項)

- 第11条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。
- 2 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 職員の質的向上を図るため、研修の機会を確保する。

(虐待の防止のための措置)

- 第12条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。
- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するように努める。

(業務継続計画の策定)

- 第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
 - 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第14条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する

(その他運営に関する重要事項)

第15条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については介護老人保健施設陽光園において定めるものとする。

(付則) この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(付則) この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(付則) この規程は、平成22年3月1日から施行する。

(付則) この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(付則) この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(付則) この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(付則) この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(付則) この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(付則) この規程は、平成30年9月1日から施行する。

(付則) この規程は、平成30年11月1日から施行する。

(付則) この規程は、2019年7月23日から施行する。

(付則) この規程は、2019年10月1日から施行する。

(付則) この規程は、2020年4月1日から施行する。

(付則) この規程は、2021年4月1日から施行する。

(付則) この規程は、2021年6月1日から施行する。

(付則) この規程は、2024年4月1日から施行する。